

【様式：教研院博 16（共通）】

（A4 判縦、3,000 字以内）

## 博士學位論文審査の要旨

論文審査担当者

主査	明星大学	准教授	廣嶋龍太郎
委員	明星大学	教授	吉富芳正
委員	麗澤大学	特任教授	高橋史朗
委員	武蔵野大学	教授	貝塚茂樹

申請者氏名 緒賀 正浩

論文題目 「被占領期教育改革における教育勅語「処理」  
-政治過程的視点を用いて-

### 【論文審査の結果の内容】

本博士論文は序章、1～5章（3章には補章を含む）、終章で構成されている。序章では、教育勅語の「処理」問題に関する先行研究を整理し、1990年以降の史料研究の進展を踏まえた捉え直しの必要を説明した。第1章では、前田多門文相が展開した教育勅語処理論や公民教育構想を中心に、1945年代の教育勅語「処理」過程を扱った。第2章では、1945年12月頃より、占領軍を中心に本格的な模索が開始された新教育勅語渙発論が、主張を担うプレイヤーとその性質を変化させながら1946年10月に放棄されるまでの経緯を概観した。第3章では、1946年6月中旬以降の教育勅語「処理」問題について、1946年7月16日のニッポンタイムズ報道を経て、1946年10月8日付文部次官通牒へと到るまでの経緯を扱った。また、第3章の補章として田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語「処理」論の共通性と相違性を比較し、被占領期における教育勅語「処理」を巡る対立軸を明らかにした。第4章では、旧教育基本法制定のイニシアティブについて、オアのインタビューや1947年1月19日案と1947年3月12日の議会想定問答書から論じ、旧教育基本法成立後の教育勅語に対する扱い方を文相に就任した森戸の答弁から検討した。第5章では、1948年6月19日の教育勅語決議を対象にGSが教育勅語「処理」過程に参入してくる経緯を概観し、国会議論を追いながら教育勅語決議の成立過程を把握するとともに、教育勅語決議

を巡る報道統制について、プランゲ文庫中に残る新聞検閲ゲラを用いて明らかにした。これらを踏まえて終章では、被占領期における教育勅語「処理」過程は、概してメディア報道に翻弄されてきた事を指摘した。メディア報道に翻弄された状況下においては、根本的な議論を行う時間が少なすぎ、「下から改革を捉えかえす自主性」を発揮する時間が十分に確保できなかった視点を提示した。

本博士論文は、1990年代以降の史料研究の進展を加味した上で、教育勅語「処理」過程の捉え直しを試み、それによってこれまでの研究では不鮮明だった部分の幾つかを確定させた。また、政治過程的視点として、従来蓄積のあった「占領した者とされた者の関係」や「占領した者の間にある緊張関係」に加えて、「占領された者の間で行われた批判の衝突」といった複雑な相互作用の様相を加味して検討している。加えて、「東京大学法学部所蔵田中二郎氏旧蔵教育関係文書」をはじめとして、これまでの教育勅語「処理」過程研究では十分に活用されていない史料を補完する形で用いている点には、史料上の新規性がある。先行研究を踏まえて過去の研究にない資料等を加えた学術論文として評価できる。

以上により、本研究論文は博士(教育学)の学位を授与するに十分価値あるものと認める。

#### 【試験及び試問の結果の要旨】

2019年2月12日に博士論文審査にかかる口頭試問・最終試験を実施した。口頭試問においては、主に以下の点について論文審査担当者から質問があった。①課題設定と先行研究の位置づけが十分ではなく、新しい研究の枠組みの提示に至っていない。「政治主体」の意味するところは何か、占領期に関する基本的な権力関係を抑えた上で、元となる文書の更なる提示が必要だったのではないか。②課題設定や研究目的に対応する結論部分の補強が必要である。特に主要な先行研究を十分に生かしていない点が見られる。③論題に「処理」や「政治過程」を用いた意図は何か。また、特に「処理」を定義する記述が十分でないのではないか。④占領文書等の翻訳について参考にした文献は何か、また、参考文献の翻訳と自身の訳を比較して得た新しい知見は何か。⑤補章において森戸と田中の比較を基軸としているが、両者の議論だけを比較する意味があるのか。むしろCIE・文部省・教育刷新委員会の三者が合意したことを十分に踏まえるべきではないか。加えて、第5章の昭和天皇の退位問題からGHQが動いたことを論文内で十分に論証する必要があるのではないか。⑥衆参両院の国会決議に関する記述では、各議員の説明や芦田政権の説明に加えて、衆参両院の勢力図の説明も必要ではないか。⑦「旧」教育基本法という表現にした説明を加えるべきではないか。また、教育基本法の扱いに関連して、結論部で示した「問題」の中で、論じ得るものとそうでないものがあるのではないか。

このような質問を踏まえて、申請者は序章の課題意識と用語の説明及び終章の結論を中心とした書き直しを行った。加えて、各章の先行研究の位置づけを明確にし、論文の新規性に関する説明を充実させた。

上述した論文審査、口頭試問、最終試験及び2019年2月28日の博士論文公聴会を慎重に審査した結果、合格と判定した。